

5. じょく瘡予防用具

じょく瘡予防用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。体圧の分散は、寝返りなどの動作に対する反力を吸収することになるため、利用者の寝返り等の動作能力に合わせて、導入時期と体圧分散効果の度合いを評価することが重要である。また、じょく瘡予防は単に圧力の問題だけではなく、皮膚の摩擦、尿などの漏れ、栄養状態などが大きく関与するため、これらに対する対策も十分に検討する必要がある。

■ 使用が想定しにくい状態像

□寝返り：つかまらないでできる

【考え方】

じょく瘡予防用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。したがって、つかまらないで寝返りなどの動作が可能な場合、自らの力で体圧分散を図ることができるため、使用が想定しにくい。

■ 使用が想定しにくい要介護度

□要支援

□要介護 1

じょく瘡予防用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。「要支援」、「要介護 1」の場合、寝返りが可能な場合が多く、自らの力で体圧分散を図ることができるため、使用が想定しにくい。

6. 体位変換器

体位変換器は、この原理を応用したり、体と床面の摩擦抵抗を少なくしたりすることで、寝返りなどの姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。動力を用いて周期的な寝返りを促す機種もあるが、介護者の状況と要介護者等の身体機能を総合的に評価して選定することが重要である。

使用が想定しにくい状態像

□寝返り：つかまらないでできる

【考え方】

体位変換器は、寝返りなど姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。したがって、寝返りがつかまらないでできる場合、自らの力で姿勢変換を行うことができるため、体位変換器の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□要支援

□要介護1

体位変換器は、寝返りなど姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。したがって、「要支援」、「要介護1」の場合、寝返りが可能な場合が多く、自らの力で姿勢変換を行うことができるため、使用が想定しにくい。

7. 手すり

手すりは、立ち上がり、歩行、姿勢の変換時などにこれを握ったり、手や腕をのせて使用したりする福祉用具で、体重を支えてバランスを保持することを目的としている。したがって、寝返り、起き上がり、座位保持、歩行などの場面で、手すりの握り方、力のかけ方（押すあるいは引く）を十分に検討することが重要である。

■ 使用が想定しにくい状態像

特になし

■ 使用が想定しにくい要介護度

特になし

8. スロープ

スロープは、主に車いすや歩行器（車輪付き）のように車輪のついた用具を使用する際に有効な段差解消の福祉用具である。玄関の上がりかまちや段差、自動車への乗り込み等には板状のものやレール状のものが、また、敷居のような数センチ程度の段差を解消するには三角板が有効である。

■ 使用が想定しにくい状態像

□特になし

■ 使用が想定しにくい要介護度

□特になし

9. 歩行器

歩行器は、杖に比べて大きな支持性・安定性を必要とする人に利用され、車輪がないものと脚部に車輪を有しているものに大別される。

基本的には、そのフレームの中に立って、車輪のない歩行器では両側のパイプを握り、車輪を有している歩行器では手掌(手のひら)や前腕部で支持して操作するものである。杖に比べて大きな用具であるため、寄りかかっても大丈夫なように見えるが、杖と同様に、手掌(手のひら)や前腕部でしっかりと上から押さえるようにして体重を支える必要がある。

利用する際には、両手が使用できること、立位で歩行器を操作するだけのバランス機能があることを確認する必要がある。

また、一般家屋で使用する場合は、廊下の通行幅はもとより、方向転換をするためのスペースが必要となるため、使用する環境と用具の大きさを考慮する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

特になし

使用が想定しにくい要介護度

特になし

10. 歩行補助つえ

歩行補助つえは、①歩行時の患側下肢にかかる荷重（体重）の免荷（完全免荷・部分免荷）、②歩行バランスの調整、③歩行パターンの矯正、④歩行速度と耐久性の改善、⑤心理的な支えなどを目的として、一般的には、杖の握り手を把持して体重を支えるように使用する福祉用具である。

杖の種類には、多点杖、エルボークラッチ、ロフストランドクラッチ、腋窩支持クラッチ（松葉杖）があり、利用する人が必要とする「免荷の程度」や「手の機能」に合わせた杖を選択する必要がある。また、最近はアルミ合金を用いて軽量化が図られているが、常時、携帯して使用することを考慮すれば、①丈夫であること、②軽いこと、③デザインに優れていることなども選定の条件である。

■ 使用が想定しにくい状態像

特になし

■ 使用が想定しにくい要介護度

特になし

11. 痴呆性老人徘徊感知機器

痴呆性老人徘徊感知機器は、痴呆性高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出ようとするふとを家族や介護者に知らせる福祉用具である。痴呆性老人徘徊感知機器には、小型の機器を携帯する携帯装置タイプと、特定の場所を人が通過することを感じるエリア感知タイプがある。

使用が想定しにくい状態像

- 移動：全介助
- コミュニケーション等に関連する項目（視力、聴力を除く）：以下の全てに該当
- 意思の伝達 : 調査対象者が意志を他者に伝達できる
- 介護者の指示への反応 : 介護者の指示が通じる
- 記憶・理解（全ての項目について）：できる

□痴呆の周辺症状：ない

【考え方】

痴呆性老人徘徊感知機器は、痴呆性高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出るのを家族や介助者に知らせる福祉用具である。したがって、移動が全介助である場合や痴呆の症状がない場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□要支援

□要介護5

痴呆性老人徘徊感知機器は、痴呆性高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出るのを家族や介護者に知らせる福祉用具である。したがって、痴呆の症状がほとんどないと思われる「要支援」、移動が全介助の場合が多い「要介護5」での使用は想定しにくい。

12. 移動用リフト

12.1 床走行式リフト

床走行式リフトは、水平方向の移動を自在輪で行うため、室内を自由に移動して使用する福祉用具である。しかし、畳や毛足の長い絨毯上では使い方に工夫が必要となる。

使用が想定しにくい状態像

移乗：自立又は見守り等

立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【考え方】

床走行式リフトは、ベッドから車いすなどへの移乗が自力では困難な場合に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが可能な場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

要支援

要介護1

要介護2

床走行式リフトは、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援」、「要介護1」、「要介護2」での使用は想定しにくい。

12.2 固定式リフト

固定式リフトは、居室、浴室などに設置して使用するものと、浴槽、ベッドなど各種の機器に設置して使用するものがある。

居室、浴室などに設置して使用するものには、家屋に直接固定する場合と、壁面への突っ張りなどで固定する場合がある。浴室に設置することで、脱衣室から浴槽まで吊り上げで移乗を補助する機種もあり、この場合には浴室の大きな改造をせずに入浴を可能にすることができます。

浴槽、ベッドなど各種の機器に設置して使用するものは、設置場所の周辺での使用に限定されるが、比較的簡単に設置できる。

使用が想定しにくい状態像

移乗：自立又は見守り等

立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【考え方】

固定式リフト(浴槽に固定設置し、上下方向にのみ移動するものを除く。)は、ベッドから車いすなどへの移乗が自力では困難な場合に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが可能な場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

要支援

要介護1

要介護2

固定式リフト(浴槽に固定設置し、上下方向にのみ移動するものを除く。)は、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援」、「要介護1」又は「要介護2」での使用は想定しにくい。

12.3 据置式リフト

据置式リフトは、床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させる福祉用具である。寝室のベッドの上などにやぐらを組みレールの範囲内で移動を可能にするリフト、床面が昇降することによって段差を解消する段差解消機、座面が昇降することによつて立ち上がりを補助する椅子などがある。

使用が想定しにくい状態像

移乗：自立又は見守り等

立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【考え方】

据置式リフト（立ち上がり補助椅子、段差解消機を除く。）は、ベッドから車いすなどへの移乗が自力では困難な場合に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが可能な場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

要支援

要介護1

要介護2

据置式リフト（立ち上がり補助椅子、段差解消機を除く。）は、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援」、「要介護1」又は「要介護2」での使用は想定しにくい。

13. 腰掛便座

腰掛便座は、主にトイレで使用する福祉用具である。「排泄はトイレです」のが基本であるが、トイレまでの移動はできても、座ったり立ち上がったりすることが困難な場合に使用する福祉用具である。

腰掛便座には、①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの、②洋式便器の上に置いて高さを補うもの、③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの、④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器がある。便座、バケツ等からなり、移動可能である便器は、主にベッドサイドで使用する福祉用具である。

使用が想定しにくい状態像

□座位保持：できない

「便座、バケツ等からなり、移動可能である便器」

□歩行：つかまらないでできる

□移動：自立

【考え方】

腰掛便座は、座ったり立ち上がったりすることが困難なためにトイレを利用するこれが困難な時に使用する福祉用具である。したがって、座位保持ができない場合の使用は想定しにくい。

また、便座、バケツ等からなり、移動可能である便器については、主にベッドサイドで使用するものである。したがって、移動等が自立している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

「便座、バケツ等からなり、移動可能である便器」

□要支援

便座、バケツ等からなり、移動可能である便器については、主にベッドサイドで使用する福祉用具である。したがって、移動が自立している場合の多い「要支援」での使用は想定しにくい。

14. 特殊尿器

特殊尿器は、ベッドから離れることができない場合に使用する福祉用具である。センサーで尿を検知し真空方式で尿を吸引するものである。

■ 使用が想定しにくい状態像

□排尿：自立

【考え方】

特殊尿器は、尿を自動的に吸引するための福祉用具である。したがって、排尿が自立している場合の使用は想定しにくい。

■ 使用が想定しにくい要介護度

□特になし

15. 入浴補助用具

入浴補助用具は、入浴時の座位保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする福祉用具である。

■ 使用が想定しにくい状態像

特になし

■ 使用が想定しにくい要介護度

特になし

■ 併用して使用することが想定しにくい福祉用具

簡易浴槽

簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。入浴補助用具は、一般浴槽の利用が前提となるため、簡易浴槽との併用は想定しにくい。

16. 簡易浴槽

簡易浴槽は、ポータブル浴槽とも呼ばれる福祉用具で、居室などで入浴を行うもので、取水又は排水のために工事を伴わないものである。

使用が想定しにくい状態像

□歩行：つかまらないでできる

□移動：自立

【考え方】

簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。したがって、屋内での移動が自立している場合には一般浴槽の利用が可能なことが多く、使用が想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□要支援

簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。したがって、歩行や移動が自立している場合の多い「要支援」での使用は想定しにくい。

併用して使用することが想定しにくい福祉用具

□入浴補助用具

入浴補助用具は、主に浴槽への出入り等の補助を目的とする福祉用具である。簡易浴槽は一般浴槽の利用が困難な人が使用する場合が多いため、入浴補助用具との併用は想定しにくい。

17. 移動用リフトのつり具の部分

移動用リフトのつり具とは、リフトを使用するときに身体を包み込んで持ち上げる部分である。身体機能、使用場面、介護者の状況などに応じて種類を選択する必要がある。

■ 使用が想定しにくい状態像

□床走行式リフト、固定式リフト、据置式リフトと同様

■ 使用が想定しにくい要介護度

□床走行式リフト、固定式リフト、据置式リフトと同様